

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第82号）（消防局予防部指導課）

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）の施行により、消防法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年6月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市条例第82号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第3備考7中「別表備考第14号」を「別表第1備考第14号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)